

## 令和2年神奈川県議会第3回定例会 総務政策常任委員会

令和2年9月30日

### 佐々木(正)委員

まず、私どもの会派も大変注目をしておりますグリーンボンドの発行について伺います。

そもそも、まず県債を発行するに当たって、神奈川県の県債にはどのような種類のものがあるのか、その発行額はどのくらいなのかという全体像をお伺いします。

### 資金・公営事業組合担当課長

まず、神奈川県債の種類ですが、その発行年限と調達方式で分類されます。

まず、発行年限とは、県債の発行から償還完了までに要する年数のことです、神奈川県では5年、10年、20年などの単位で発行しています。標準年限は10年としていまして、これを基本として、さらに投資家のニーズやリスク分散の観点から、5年や20年などの単位でも発行しています。

次に、調達方式による分類ですが、神奈川県では民間の債券市場を通じた市場公募方式で全体の7割を、金融機関による入札や政府機関からの直接借入れによる方式で残りの3割を確保しています。

市場公募方式については、さらに金融機関によるシンジケート団を組織して発行するシ団方式、県が選定した主幹事会社が中心となって発行する主幹事方式、一部の地方自治体と共同して県債を発行する共同発行方式に分かれており、発行額は原則として1回当たり200億円としています。

また、神奈川県債全体の発行額ですが、借換債も含めまして、例年、4,000億円です。

令和2年度については、市場公募による5年債を、グリーンボンドも含めて850億円、10年債を1,400億円、20年債を600億円、共同発行による10年債を300億円、金融機関などによる入札などで1,000億円弱の合計約4,100億円を発行する計画としています。

### 佐々木(正)委員

市場公募の投資が全体7割ということで、いろいろな種類と、あと方式も違うということですが、通常の県債と今回のグリーンボンドとはどういう違いがあるのか、特徴を教えてください。

### 資金・公営事業組合担当課長

今回発行するグリーンボンドですが、市場公募による主幹事方式を採用します。

発行年限は5年、調達金額は50億円としています。発行年限や調達方式という点で、グリーンボンドは、通常の県債と大きな差はありません。

グリーンボンドの特徴としては、環境問題への積極姿勢により社会的な支持が得られること、環境問題に関心がある投資家の新規参入が期待できることなどが挙げられるが、神奈川県がグリーンボンドを発行する場合は、それに加えて、他の自治体との差別化が図れること、SDGs先進県としての神奈川県の姿勢を示せることなども特徴となります。

また、グリーンボンドの発行に当たっては、事前に外部評価機関による評価を受ける必要があります。この点も特徴として挙げられるところです。

佐々木(正)委員

今、最後に言っていた第三者機関による適合性評価、S P Oが必要とのことで、なぜ必要なのかということと、どのような内容なのか伺います。

資金・公営事業組合担当課長

グリーンボンドですが、全世界的なガイドラインが、国際資本市場協会、通称 I CMAにより定められています。

そして、環境省も普及促進を目的に、国内向けのガイドラインを公表しています。これらのガイドラインでは、どのような分野の事業がグリーンボンドの対象となるのか、対象事業の選定プロセスは妥当なものか、資金管理の体制が確保されているか、情報公開が正しくなされるかなどについて基準が設けられています。

また、特に I CMAのガイドラインにおいては、グリーンボンド発行の前に第三者機関の評価を受けることが推奨されています。このガイドラインに強制力はありませんが、事前に第三者の評価を受け、その結果を公表することは、投資家が購入を決めるに当たっての大きなポイントとなります。そのため、神奈川県では第三者機関である株式会社格付投資情報センター、通称R & Iの評価によりまして、I CMA及び環境省のガイドラインに適合していることの確認を受けています。

佐々木(正)委員

評価が必要なことは分かりました。グリーンボンドは5年の満期一括償還方式で発行するということになっていますが、この方式にした理由は何でしょうか。

資金・公営事業組合担当課長

今回発行するグリーンボンドは、その全額を神奈川県水防災戦略の事業に充当しますが、この水防災戦略の計画期間が、令和2年度から4年度までの3年間となっています。

先ほども答弁したとおり、神奈川県では県債の発行年限を5年、10年、20年などとしていますが、今回のグリーンボンド発行に当たっては、水防災戦略の計画期間に一番近いものとして5年債で発行することとしました。

また、満期一括償還方式とは、県債の発行年限を迎えた年に元金を一括して償還する方式です。これ以外に、元金を毎年少しづつ償還する定時償還方式というものもありますが、5年債として発行する場合、実際に市場ニーズがあるのは満期一括償還方式に限られるため、今回のグリーンボンドの発行では、この方式を採用することとしました。

佐々木(正)委員

県債の発行額について、先ほども言っていましたが、通常なら200億円程度ということですが、今回、神奈川県水防災戦略で、充当の予定事業というのは、河川の緊急対応、遊水地や流路のボトルネック箇所等の整備、海岸保全施設等の整備など、風水害対策の中では非常に大事な事業になっていて、これで発行額が50億円ということになると、本当にこういう事業が賄えるのか、本当はもう少し多いほうがいいのではないかと思うのですが、50億円になったのなぜなのか、伺います。

資金・公営事業組合担当課長

神奈川県水防災戦略の令和2年度の計画額は約400億円ですが、そのうち、

実際にグリーンボンドのガイドラインに適した事業に充当できる県債の額は、道路整備費などを除いた 120 億円弱となります。

さらに、例年、建設事業では、自然条件の変化や関係機関との調整など、予測困難な事態が生じることにより翌年度への繰越しながらが発生しているため、実際に令和 2 年度中に活用できる額は 120 億円を下回るものと見込まれます。

グリーンボンドは、発行年途中に適切に使われることを前提に、投資家の皆様から資金を集めたものであり、この発行規模は実際に令和 2 年度中に執行できる規模に収める必要があります。

こうしたことから、県としては、確実に事業に充当できる額として、令和 2 年度のグリーンボンドの発行額を 50 億円としました。

佐々木(正)委員

着実に活用できる額として 50 億円と決めたということです。その中身については、きちんと精査していると思うのでお伺いはしません。

それでは、発行時期が 10 月の中旬以降と聞いていますですが、この時期にしたのはなぜなのでしょうか。

資金・公営事業組合担当課長

県では令和 2 年度、新年度に入ってから主幹事会社との調整を開始しまして、令和 2 年 5 月初旬には第三者機関として R & I を選定、グリーンボンド発行の準備を進めてまいりました。以降、令和 2 年 9 月までの間、関係者間での調整を繰り返しましたが、対象事業の選定や発行額の算定、事業実施による環境改善効果の見込み方、発行後の情報公開の方法などについて、当初の想定以上に時間を要したことから、R & I による評価の確定は 9 月 24 日となりました。このため、同日付でグリーンボンド実施の記者発表を行ったところですが、今後は、機関投資家に対して本県のグリーンボンドを積極的に PR する必要があり、そのための期間として 1 か月程度を見込んでいます。これらの結果、グリーンボンドの発行時期は、10 月中旬以降の予定としています。

佐々木(正)委員

適合性評価、R & I などを受けていますので、もう今さら金額等の変更はできないとは思いますが、今後、実際の発行に向けて、どのように進めていくのか見通しについて伺います。

資金・公営事業組合担当課長

これから発行に向けて、まず、機関投資家への個別説明、いわゆる IR を行います。新型コロナウイルスの影響も考慮して、基本的にはウェブ会議形式により、来週からの実施を予定しています。

IR の主な対象として想定しているのは、ESG 投資に興味があるものの、これまで神奈川県債を購入してこなかった投資家層で、現在、主幹事会社との間で具体的な調整を行っているところです。

IR では、投資対象である神奈川県水防災戦略の取組状況を説明するだけでなく、いまだ人口増加が続き、比較的恵まれた投資環境にある神奈川県の魅力を十分にお伝えし、少しでも多くの新規投資家の獲得を目指していきたいと考えています。

新規投資家への IR の後は、主幹事会社を通じて、改めて多くの機関投資家に対して本県のグリーンボンドの購入を呼びかけて、十分な注文が入った段階で金利などの発行条件を決定し、発行する予定としています。

### 佐々木(正)委員

最後ですが、先ほど最初に言っておられたように、県債というのは毎年、新規で2,000億円、借換えの債務を含めて約4,000億円ということで、県財政への影響は非常に大きいと認識しています。しかし、今まで政策的なPR効果をこういう県債にまで広げて考慮していたことはなかったと思いますので、非常に画期的なのかなとも思っています。グリーンボンドの購入対象は投資家ということで限定されているわけですが、SDGsの達成目標のうち、11番、13番、15番に当てはまるということも考えますと、神奈川県がSDGsの先進県であることの絶好のアピールになるのではないかと思うのです。

ですから、神奈川県水防災戦略を推進していくという観点を十分に考慮して、広めていくべきではないかと思いますが、最後に、その辺りはどのように進めていこうと思っているのかお伺いします。

### 資金・公営事業組合担当課長

グリーンボンドはSDGs推進の一環として取り組んでいるところでもあります。機関投資家の皆様の間では、今、SDGsへの関心が非常に高くなっています。グリーンボンド以外のIRの場面でも、SDGsのことを説明しますと、非常に多くの質問が集まる状況です。そうした現在、関心の高いことを少し使わせていただいて、より多くの投資家の皆様に、SDGsの神奈川県としての取組を十分にPRしていきたいと思っています。

### 佐々木(正)委員

投資家によるESGに対する投資は、世界的にはそういう兆候になっているのでしょうか、日本についてはまだまだそういう投資家が少ないと思いますので、これをきっかけに積極的に神奈川県の取組をアピールして、投資家を呼び込むということが大事かと思いますので、ぜひ、今年度に伴うものもありますので、全力で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について、幾つか確認させていただきたい。

第2回定例会でも確認させていただいているが、改めてお伺いします。まず、条例の改正に至った経緯、理由についてお伺いします。

### 財産経営課長

新型コロナウイルス感染症対策として、県民利用施設や県立学校等を休館、休業した際に、施設の売店や食堂事業者から使用料の減額要請を受け、休館や休業期間中は5割減額としました。同様に、自動販売機設置業者からも減額要請を受けましたが、行政財産の貸付けの手続を用いてることから減額の根拠規定がないため、今回、条例改正し、対応させていただきたいと考えているものです。

### 佐々木(正)委員

休館、休業した県有施設や学校の自動販売機設置に伴う貸付料の減額については、ほかの団体でも同じように行っていると思いますが、ほかの団体ではどういう対応をしているのですか。

### 財産経営課長

行政財産の貸付けにより自動販売機を設置している自治体は、埼玉県、愛知県、川崎市、相模原市が確認できましたが、いずれも新型コロナウイルス感染

症対策で休館した施設にあっては、貸付料を減額しています。

また、これらの団体は、行政財産の貸付けの減額規定を既に持っているため、このたびの減額に当たり、条例改正等は行っていませんでした。

佐々木(正)委員

どのくらい減額事業者があるのか、あと、1事業者当たりどのくらい減額するのか、教えてください。

財産経営課長

減額対象となる事業者は10者です。減額する額は、県全体で約2,400万円の見込みです。そのうち、一番金額が大きい事業者は74施設分で1,700万円程度の減額となる見込みで、その他の事業者は数十万円程度の減額となる見込みです。

佐々木(正)委員

自動販売機設置のほかに行政財産の貸付けをしていると思いますが、もしあれば、今回の改正に伴って減額を行うとなっているのでしょうか。

財産経営課長

行政財産の貸付けについては、自動販売機のほかに、合同庁舎などのコインパーキングがありますが、コインパーキングについては減額を行う予定はありません。

佐々木(正)委員

コインパーキングについては減額を行わないということで、多分休館で閉めたりしていても、パーキングについてはそのまま使っているからだと思いますが、事業者にとっては相当ば痛手だと思います。やはり皆様が外に行かないですから。そこは減額を行わないということで、何となく意味は分かります。念のため理由を聞きますが、その辺りは何とかならないのでしょうか。対象にはならないと決定している部分は、どういう理由からなのでしょうか。

財産経営課長

委員お話しのとおり、今回の減額は、県が新型コロナウイルス感染症対策として休館、休業したことに伴い、営業休止を余儀なくされたものに対して減額するという考え方です。

一方、コインパーキング化した施設は休館しておらず、コインパーキングとしての営業も行われていましたので、減額の対象とはいたしません。これについては、コインパーキング事業者に対しては別の面、税制面など、別の支援が行われていますので、減額することは考えていません。

佐々木(正)委員

今回の議案で、行政財産の貸付けについての減額が可能になるわけです。今後、そういう時の判断になるかと思うのだが、基本的な考え方というか、基準を、もし決まっているようなら最後に伺います。

財産経営課長

地方自治法上、行政財産の第三者利用は使用許可が原則として、余裕箇所があれば貸付けできること、貸付けであれば貸付料を入札で決められること、こうした視点を踏まえ、県では行政財産の貸付けを財源確保策として活用しています。

入札で貸付料を決めるものについては、貸付先の収益減少などがあっても、これまで減額を認めていません。今後も、基本的には同じ考えに立つべきであ

ると考えています。

そうした中、新型コロナウイルス感染症対策として休館、休業した施設への対応は例外的な対応ですが、今後の感染拡大時には臨機に対応させていただきたいと考えています。

いずれにしても、貸付料の減額は慎重に判断してまいります。

佐々木(正)委員

最後に要望ですが、コロナ禍の減額措置については、非常に速やかに行っていただくことが大事だと思いますので、もう水面下でお伝えされているかは分かりませんが、今後、この条例が可決された場合には、速やかに周知して、そういう措置ができる体制を取っていただきたいと要望して、終わります。